

高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会評価要領

(目的)

第1条 この要領は、「高分子凝集剤納入資格に関する技術審査会要綱」第6条第2項、第9条第3項及び第10条に基づき、納入希望者の納入資格の判定に必要な評価の方法を定めるものである。

(書類審査)

第2条 書類審査に当たり、納入希望者に以下に示す資料を提出させる。

- (1) 会社の概要（組織概要、財務・経営状況等）
- (2) 代理店証明書・契約書、OEM委託契約書等
- (3) 高分子凝集剤に関する技術説明書等
- (4) 納入実績、納入体制等
- (5) 製造設備の概要等
- (6) 試験・研究体制
- (7) 品質管理体制（ISO9001認証登録等）
- (8) その他必要な事項

2 調査員は、前項に基づき提出された資料の確認と補完のため、以下の調査を実施することができる。

(1) 現地調査

納入希望者が高分子凝集剤を納入している地方公共団体又は公社における納入状況等を調査する。なお、調査は、新規納入希望者があった場合又は技術審査会が必要と判断した場合に別途定める調査要領により実施する。

(2) 製造工場調査

納入希望者の製造工場において、原料の受入、製造設備、試験・研究設備、品質管理体制等の状況を調査する。なお、調査は、新規納入希望者があった場合、納入希望者の施設で過去3年間調査を行っていない場合、納入希望者の製造設備等が更新された場合又は技術審査会が必要と判断した場合に別途定める調査要領により実施する。

3 調査員は、提出された資料を以下の項目について評価する。

- ① 財務・経営状況
- ② 納入実績、納入体制、在庫管理、生産能力
- ③ 凝集剤の種類、試験・研究体制
- ④ 品質管理体制

(技術審査)

第3条 技術審査は、以下の項目について実施する。

(1) 技術提案

ア 納入希望者の技術レベル及び当社への協力度を把握するため、納入希望者に汚泥処理に関する技術提案書を提出させる。

イ 調査員は、提案された内容を以下の項目について評価する。

- ① 提案技術の重要性
- ② 対象事業所
- ③ 提案の実施方法
- ④ 新規性
- ⑤ 効果の事前確認
- ⑥ 必要性

(2) 凝集剤適合試験

ア 納入希望者が製造する高分子凝集剤の性能を確認するため、納入を希望する事業所の汚泥を対象とした、汚泥性状分析及び適合する凝集剤の選定を納入希望者に行わせ、凝集剤適合試験報告書を提出させる。

イ 調査員は、提出させた凝集剤適合試験報告書を以下の項目について評価する。

- ① 汚泥性状分析
- ② 適合する凝集剤の選定

ウ 凝集剤適合試験の結果、当社が指定する添加率（脱水に限る）及びケーキ含水率とともに達成できた納入希望者が 2 社以下であった場合は、再度、凝集剤適合試験を実施することができる。

2 技術審査の総合評価は、前項(1)及び(2)の評価が、ともに評価基準を達成している場合に「可」とする。

(納入実績の評価)

第 4 条 納入希望者のうち現在納入中の者については、納入されている高分子凝集剤について以下の項目を評価する。

- ① 品質
- ② 納入体制
- ③ 汚泥性状分析・性能試験の実施状況
- ④ 調査・研究の実施状況

(報 告)

第 5 条 調査員は、評価結果を「技術審査会報告書（案）」としてとりまとめ、技術審査会に報告する。

附 則

この要領は、平成 8 年 8 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 14 年 8 月 22 日から施行する。

この要領は、平成 16 年 2 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 19 年 9 月 6 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 23 年 11 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

ただし、別表第1は、平成25年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年4月1日から施行する。
この要領は、平成28年5月30日から施行する。